

(平成24年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

東京電力株式会社の電気料金値上げ方針に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年2月22日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	市 瀬 健 治
賛成者	習志野市議会議員	佐 野 正 人
〃	〃	高 橋 剛 弘
〃	〃	帯 包 文 雄
〃	〃	小 川 利 枝 子
〃	〃	宮 本 博 之
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	伊 藤 寛
〃	〃	谷 岡 隆

## 東京電力株式会社の電気料金値上げ方針に反対する意見書

東京電力株式会社は、「原子力発電所の停止などに伴う燃料費等の大幅な増加により、深刻な経営状況にあります。そして、これを解消することは極めて困難な見通しとなっております。このため、現在の状態が継続すれば遠からず燃料調達に支障を来し、電気の安定供給に重大な影響を及ぼしかねず」として、企業向け（自由化部門）電気料金を本年4月から平均で約17%値上げを決定し、既に自由化部門の契約事業者に対して1月17日付書面で電気料金の値上げを一方向的に通知している。

円高・デフレの情勢下、企業・団体は必死で経営努力をしているにもかかわらず、東京電力はみずから徹底した経営合理化を行いもせず、料金値上げは権利であるとして利用者に責任を負わせる姿勢は断じて許すことはできない。

4月から実施されれば、契約事業者は収益悪化を抑えるため、ますます企業の空洞化や世の中に出回る製品・商品を初め、あらゆる商取引の価格に転嫁することを余儀なくされ、強いては消費が鈍化し、国民生活と社会経済に与える影響は大である。

さらに、個人向け電気料金についても、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の議論を踏まえ、できるだけ早い時期に電気料金の値上げを国に申請をする方向で動いているが、個人向け電気料金までも値上げとなると、さらに消費が停滞し国民生活と経済情勢は悪化の一途をたどることが予想される。

よって、本市議会は政府に対し、東京電力株式会社の企業向け電気料金値上げ方針に反対するよう、個人向け電気料金の値上げに対しては、認可しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める  
意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月26日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 真 船 和 子

## 「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める 意見書

今、国民の「こころの健康」は深刻な状況にある。平成10年からの自殺者は毎年3万人以上であり、また、精神科を受診する人は、増加傾向が続いている。

WHO（世界保健機関）の健康・生活被害指標（DALY指標）によると、先進各国では精神疾患が、がんや循環器疾病に比べても、政策的重要度の高い疾患であることが明らかにされている。

また、厚生労働省は、従来の「がん」、「脳卒中」、「心臓病」、「糖尿病」という「4大疾病」に、年々著しく増加する精神疾患を加え、重点的対策が必要な疾病を「5大疾病」とする方針を決めた。

このように精神疾患対策の重要性がようやく認知されてきた一方で、精神科医療では、医師や看護師の配置基準が一般の医療よりも低く設定されており、慢性的な人手不足を生じている。また、患者を支える家族への精神疾患、治療についての情報提供や实际的、情緒的な支援も皆無に近い。

さらに、平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、3障がいを一元化した福祉サービスを定めたものであるが、現状では精神障がい者に対するサービスの基盤体制は十分とはいえない状況にあり、精神障がい者に対する支援は、ほかの2障がい（身体・知的）に比べ、医療、保健、福祉いずれの分野においても大きく劣っているのが実態である。

厚生労働省が設けた「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の報告を重く受けとめた家族・当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者から成る、「こころの健康政策構想会議」は、平成22年5月28日に厚生労働大臣へ「こころの健康政策についての提言書」を提出した。

この中で、精神医療改革・精神保健改革・家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

本市議会は、多数の自殺者数、精神科受診者数の増加等の現状をかんがみ、提言書の内容に同意するものであり、また、国民のこころの健康を総合的、長期的な視点に立ち、国が施策を講じる必要があると考えるものである。

よって、本市議会は政府に対し、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

関 桂 次

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成24年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 3 号

食品による放射能内部被曝対策に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月26日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	央	重 則
賛成者	習志野市議会議員	市	瀬 健 治
〃	〃	宮	内 一 夫
〃	〃	市	角 雄 幸
〃	〃	相	原 和 幸

## 食品による放射能内部被曝対策に関する決議

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染はその性質上、予想以上の広がりを見せている。食品における放射能汚染は内部被曝の累積が問題となり、毎日の食生活に対する不安は今なお続いている。

放射線にこれ以下なら安全という境界線はなく、国際的な合意事項を尊重し、本市は放射能内部被曝に対する対策を検討し、住みよい習志野市を次世代に渡すための施策を積極的に取り組む必要がある。

よって、本市議会は将来の内部被曝危険から子どもたちを守るため、下記の施策を早急に具体化するよう決議する。

### 記

- 1 内部被曝を減らす食事についての家庭向けハンドブックの作成など、内部被曝についての学校教育及び広報活動をさらに強めること。
- 2 給食1食分のセシウム測定検査の実施について、精度の高い検査器の整備、長期間の検査体制の確立を図ること。
- 3 流通食品の検査体制の具体化について検討すること。
- 4 上記1から3の施策推進に当たり、予算面及び市民との協働について配慮すること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

習 志 野 市 議 会

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、将来の内部被曝危険から子どもたちを守るため、内部被曝を減らす食事についての学校教育及び広報活動、給食のセシウム測定等の検査体制の確立、流通食品の検査体制の具体化、各施策の推進に当たり予算面及び市民との協働について配慮すること等を早急に具体化することを求め、標記決議を行うものである。